

【提案理由】

この度、新斎苑用地取得費に係る損害賠償請求履行請求事案について、最高裁判所において市の上告受理申立てを不受理とする決定がなされ、大阪高等裁判所の判決が確定しましたことは誠に残念であり、多くの皆様にご心配をおかけいたしましたこと深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、今回の判決を真摯に受け止め、今後このような事案での価格決定については、その主旨を十分尊重し、より慎重に、適切に対応していく必要があると考えているところでございます。

本市における火葬場移転事業は、昭和33年以降およそ60年にもわたり、市内の様々な場所を候補地として取り組み、これまでも市及び市議会の多くの先輩諸氏がその実現に尽力されてまいりました。しかし、火葬場という施設についての忌避感が根強く、地元住民や地権者等の強固な反対で全ての候補地で断念を余儀なくされてきたという経緯があり、本市にとって最も解決が困難な事業でありました。

今回の建設候補地の選定に際しては、全ての市内自治連合会から火葬場建設に適切な候補地は見つからない旨の意思表示がされたこともあり、再度市内全域から必要な条件を検討し、横井町山林を建設地として決定したものでございます。

当該建設地は、これまで60年近くの間候補地とされてきた土地の中で、唯一地権者及び地元住民の同意が得られた土地であり、当市の中心市街地の近くに位置するものの、新斎苑施設を建設した場合にもそれら施設等が市街地からは直接視界に入ることがなく、250m以内に住居が存在しないうえ、生活道路を通過する必要もない静かな自然の中にあるという立地条件にも優れ、本市にとっての長年の最重要課題である火葬場移転事業を解決するための唯一無二とも言える場所でありました。

一方、現状の東山霊苑火葬場は、炉数が少なく、老朽化に伴う頻繁な補修等により、市民にとって長期の待ち日数や3時間以上の待ち時間が発生し、年間約1,000件、総額年間約1億円にも及ぶ高額な負担を伴う市外での火葬を余儀なくされ、今後さらに状況は厳しいものとなっていくことが予想されております。そのことから、1日も早い新斎苑の竣工が望まれており、現在、新斎苑建設事業は、令和4年度当初からの供用を目指し工事が進捗し市民から大きな期待が寄せられているところであります。

今回の新斎苑建設事業に係る用地取得費用については、国に準じて「近傍類地の取引価格」を基準とすることとし、不動産鑑定価格と近傍類地である奈良県の岩井川ダム用地買収価格を考慮したものであって、市としては、適正な価格の範囲内で可能な限り財政支出を軽減させるという責務のもと、地権者の同意を得るため最大限努力を行っていくとの意図から、地権者との交渉を重ねた末に、決定したものでありましたが、今回の判決においては、その主張は是認されなかったところです。

この間、地権者は鑑定価格では絶対に土地の売買には応じないという強い意志を示されておりましたので、いずれにしても、当時、これらの判断に基づき売買契約を締結しなければ、用地が取得できず横井町山林での建設を断念し、再度市内全域から候補地を選定するというこれまでの60年間と同じことを繰り返すか、または所有権移転まで相当な期間を要する土地収用手続きに入るかの選択を迫られることとなったと想定されます。

しかし、当時としては新斎苑建設事業における合併特例債の活用は、平成32年度末を限度とし、1年遅れたとしても交付税措置が約10.3億円、2年遅れれば約18億円、全てが充当できない場合は約22億円の損失が本市に生じることが見込まれていたものであり、市民の市外施設利用に伴う年間約1億円に及ぶ損失発生の実事とともに、新斎苑建設事業を進めるには他の選択枝はなかったものと考えます。

新斎苑建設事業については、これまで市議会や市民集会等において多くの議論が重ねられる中、この機を逃しては他の場所での火葬場設置は困難であると、市、市議会、市民の多くが認識し、その結果、関連する予算や契約の議案が市議会の多数により可決され、当時示されていた合併特例債の期限であった平成32年度末の竣工を目指して平成30年度から事業が具体的にスタートしたものでございます。

これらの経緯から、新斎苑建設事業については、市と市議会が60年にわたる長年の本市の最難関課題の解決に向けてともに取り組み、担当職員も地元・周辺住民との協議等に全力を尽くし、関係する多くの住民の皆様のご理解を得ることができ、現在事業が進捗しているものと認識しております。

今回の判決確定により、本市が仲川市長及び地権者2名に損害賠償請求権を有することが確定したところでありますが、先ほど述べ

ましたように今回の新斎苑建設事業における事業用地取得につきましても、その必要性、緊急性、非代替性、さらには限られた条件と時間の中で、この長年の課題を解決するために何が市民にとって最も有益な対応であるのかを熟考した中での総合的、全体的な判断でありました。

また、市民の代表である市議会における十分な議論を経た末に議決を得るという適正な手続きも経て民意に基づいて実現されたものであると考えております。

そのため、本市として住民福祉の向上を最大の目標とし、それに理解を示された議会の同意の下で職務を遂行し、大阪高裁判決においても、「本件全証拠によっても、相手方仲川が、同人自身の利益を図るなど違法不当な目的のために本件売買契約を締結したことをうかがわせる事情は認められない」と認定されている市長個人に対して損害賠償請求を行うことは、市民の意思に基づいてなされ、広く市民が利益を享受する新斎苑事業を特定個人の負担に基づいて進めていく結果となってしまう、公正公平な行政執行の在り方とはいえないことは、多くの市民の皆様にもご理解いただけるものと考えております。

もっとも、判決において、本件の事業用地取得価格は適正な範囲内で決定されたものとはいえ、その支出によって市の損失の下で土地の前地権者の利益が確保されたものと認定されたことは、市としても真摯に受け止めなければなりません。そのため、土地の売却益が帰属する、前地権者らに対しては、過剰な利益分について市に戻していただき、適正な利益状況の回復を図る必要があります。

このことから、本件の裁判を通じて確定された損害賠償請求権のうち、本市が仲川市長に対して有する損害賠償請求権を行使することは、受益と負担の対応の下での公平公正な行政事務の遂行とはいえ、著しく適正性、妥当性を欠くものであり、本市の民主的かつ実効的な行政運営の確保の観点から、権利放棄を行うことが適切であると考えております。

このため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の権限として権利を放棄すべきものとして、その旨議会の議決を求めるものでございます。